

鶏卵消費拡大推進事業拠出金規程

(趣旨)

- 第1条 鶏卵生産者経営安定対策事業費補助金交付等要綱(以下「交付等要綱」という。)の第26(1)補助事業者の義務において、補助事業者は、加入生産者の拠出金による国内外における鶏卵の消費拡大に取り組むものと規定され、交付等要綱の第26(2)加入生産者の義務において、補助事業者が行う鶏卵の消費拡大に向けた取組は需給改善につながるため、当該事業に必要な資金の拠出に協力するものと規定されている。
- 2 この規程は、上記のことを踏まえ、協会が定める鶏卵生産者経営安定対策事業業務方法書(以下「業務方法書」という。)第2の1の(10)の規定に基づき、鶏卵消費拡大推進事業の実施に必要な拠出金が加入生産者に過度の負担とならないよう、拠出金の根拠等の透明化、明確化を図るために必要な事項について定めるものとする。

(拠出金単価の設定)

- 第2条 協会は、毎事業年度開始前に、鶏卵1キログラム当たりの拠出金の額を、専門委員会及び審議委員会における審議を踏まえ、理事会において定めるものとする。この場合において、拠出金の額は前年度の収支見込額等を勘案して定めるものとする。
- 2 協会は、第1項で定めた拠出金の額を加入生産者に通知するものとする。

(拠出金の徴収)

- 第3条 協会は、原則として毎事業年度の四半期の開始前に当該四半期の契約数量に応じた額を積立金、協力金及び手数料とともに現金で徴収するものとする。
- 2 第1項の拠出金の徴収に要する費用は加入生産者の負担とする。
- 3 協会は、徴収した拠出金は返還しないものとする。

(拠出金の使途)

- 第4条 協会は、徴収した拠出金を、鶏卵の消費拡大に取り組み需給改善を図ることを目的に、当該事業を推進するための経費に使用する。

(拠出金に係る経理)

- 第5条 協会は、拠出金に係る経理は、鶏卵生産者経営安定対策事業に係る補助金及び手数料の経理と明確に区分し、管理するものとする。

(抛出金収支の報告)

第6条 協会は、毎事業年度終了後に、抛出金の収支結果について、専門委員会、審議委員会及び理事会に報告するものとする。

(抛出金の返還)

第7条 協会は、3事業年度を1期間とする基本契約期間の満了時において抛出金に残額があるときは、第3条第3項の規定にかかわらず、当該契約期間の加入生産者に対してその徴収割合に応じて返還することができる。

2 廃業した加入生産者等については、3カ年間の経過措置期間を設け、この間において所在が不明なため返還できない場合には抛出金に繰り入れることができるものとする。

3 第1項の抛出金の返還額は、第3条の抛出金の徴収額から控除することができるものとする。

4 第1項の抛出金返還時に要する費用は協会の負担とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、抛出金に関して必要な事項は、専門委員会及び審議委員会における審議を踏まえ会長が理事会に諮って定める。

(規程の改廃)

第9条 この規程は、安定事業委員会及び審議委員会における審議を踏まえ、理事会の決議により改廃することができる。

附則

1 本規程は、令和2年6月3日に制定。

令和2年6月1日より適用する。

2 令和6年3月28日改定

3 令和7年3月28日改定

令和7年4月1日より適用する。

(参考)

業務方法書第2の1の(10)

(10) 鶏卵価格差補填事業に係る手数料及び国内外の鶏卵の消費拡大事業に伴う抛出金の透明化

協会及び関係者は、これらの事業の実施に必要な手数料及び抛出金が加入生産者の過度の負担とならないよう、手数料及び抛出金の根拠、内訳等について明確化をするよう努めるものとする。